

学校法人東京女子大学役員及び評議員の報酬等に関する規程

(1993年3月23日制定)

改正 2000年10月19日
2001年11月15日
2006年10月19日
2012年 5月17日
2020年 3月12日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京女子大学寄附行為第41条に基づき、学校法人東京女子大学の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬及び交通費等について定める。

(報酬の支給)

第2条 役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、週3日以上勤務する常勤の役員は、この限りではない。

2 前項ただし書による常勤の役員に対しては、報酬及び通勤手当を支給する。

3 常勤の役員の報酬額は、別表第1のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

4 常勤の役員の通勤手当は給与基準細則第10条を準用する。

(報酬の支給方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬の支給日及び端数計算等については、給与規程第4条、第5条及び第6条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読み替えるものとする。

(交通費相当額の支給)

第4条 役員及び寄附行為第26条第1項第1号、第2号及び第4号に定める評議員（以下「学外評議員」という。）に対し、次の各号の場合、交通費相当額を支給する。

(1) 理事会、評議員会に出席した場合

(2) 理事会が必要と認める下記の場合

ア 学内における諸委員会、会議、打合等に出席する場合

イ 学外における諸会議、研究会、セミナー等に出席する場合

ウ 学外において、対外的折衝業務を行う場合

2 交通費相当額は別表第2のとおりとする。

3 前項にかかわらず、交通費実費が前項に定める交通費相当額を上回る場合は、交通費実費を支給する。

4 第1項第2号の業務が、都内近郊外で行われる場合は、第2項の交通費相当額に代えて、国内旅費規程又は海外旅費規程による旅費を支給する。

(退任時謝礼)

第5条 役員及び学外評議員が退任したときは、謝意を表し、職務及び在任期間に応じた相当額の金品を支給する。

第5条の2 退任時に支給する金品は、原則として商品券とする。場合により商品券に代わって記念品を支給することがある。

第6条 第5条に定める退任時に支給する金品の相当額は、別表第3の計算式により算出する。

(公表)

第7条 本法人は、この規程により、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を徴し、理事会が決定する。

附 則(1993年3月23日制定)

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則(2000年10月19日改正)

この規程は、2000年10月19日から施行する。

附 則(2001年11月15日改正)

この規程は、2001年11月15日から施行する。

附 則(2006年10月19日改正)

この規程は、2006年10月19日から施行し、2006年10月1日から適用する。

附 則(2012年5月17日改正)

この規程は、2012年5月17日から施行し、2012年5月1日から適用する。

附 則(私立学校法改正)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、学校法人東京女子大学役員及び評議員の交通費等に関する内規(2006年10月19日制定)は廃止する。

別表第1(第2条第3項関係)

常勤役員の報酬

号 俸	報酬月額
1	300,000 円
2	400,000 円
3	500,000 円

別表第2(第4条第2項関係)

役員及び学外評議員の交通費相当額

交通費相当額	5,000 円に所得税及び復興特別所得税額を加えた額
--------	----------------------------

別表第3(第6条関係)

役員及び学外評議員の退任時謝礼算定式

退任時謝礼の額を算定する計算式	基準額 10,000 円 × (係数 * × 在任年数)
-----------------	------------------------------

注 1 *印の職務の別により在任年数に乗ずる係数は、次のとおりとする。

理事長 2、理事 1、監事 1、評議員会議長 1、評議員 0.5

2 複数の職務を同時に兼任した期間については、係数の大きい職務で算定する。

3 期間を別にして、複数の職務に就任した場合は、それぞれを算定した合計額によるものとする。

4 計算後、1,000円未満の端数を生じた場合は、四捨五入とする。